

副本

令和元年（ワ）第 33338 号 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣

被告 西日本旅客鉄道株式会社 外 2 名

## 答 弁 書

令和 2 年 1 月 20 日

東京地方裁判所民事第 16 部 C 係 御中

〒530-0005 大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 4 号  
中之島フェスティバルタワー・ウエスト 11 階  
きっかわ法律事務所（送達場所）  
電話 06-6201-2970  
FAX 06-6201-2980

被告西日本旅客鉄道株式会社訴訟代理人

弁護士

西 出 智 幸



弁護士

高 田 翔 行



## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告西日本旅客鉄道株式会社に対する請求をいずれも棄却する
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

## 第2 「紛争の要点（請求の原因）」に対する認否

以下の各事実は認め、原告の主張する訴訟物及び請求原因の内容は明確ではないが、原告の法的主張は争う。なお、原告の主張するその余の事実は、訴訟物及び請求原因の特定に関する「第3 求釈明」に対する回答を待った上で、必要な範囲で追って認否を行う予定である。

- ① 原告が、2019年8月6日、被告東海旅客鉄道株式会社が保有する車両によって運行されていた「のぞみ138号」に乗車していたこと。
- ② 原告が同日に乗車した「のぞみ138号」には喫煙ルームを有する車両が存在したこと。
- ③ 原告が、同日、「のぞみ138号」に乗車中、隣の席に座った乗客との間でトラブルとなり、その後、被告西日本旅客鉄道株式会社（以下「被告 JR 西日本」という。）の従業員である車掌からの提案を受け入れて、別の車両の席へと移動したこと。
- ④ 被告 JR 西日本が、禁煙推進学術ネットワークと称する団体から甲1、甲3、甲5、甲7の各書面を受領し、これらに対し、それぞれ、甲2、甲4、甲6、甲8の書面によって回答したこと。
- ⑤ 被告 JR 西日本が、原告から甲9の書面を受領し、これに対し、甲10の書面によって回答したこと。

### 第3 求釈明

訴状のよって書きに相当すると思われる4頁目の①においても、原告の主張する訴訟物及び請求原因の内容は明確ではないため、原告に対し、以下の各点についての釈明を求める。

- ① 請求の趣旨の第1項に記載の喫煙ルームの廃止を求める請求について、訴訟物（具体的な法令上の根拠、権利の内容等）を明らかにされたい。
- ② 請求の趣旨の第2項に記載の金銭支払を求める請求について、民法709条に基づく損害賠償請求権のみを訴訟物とする趣旨であるか否かを明らかにされたい。
- ③ 請求の趣旨の第2項に記載の金銭支払を求める請求について、民法709条の要件事実の一つである加害行為として原告が主張する事実の内容を具体的に明らかにされたい（原告が2019年8月6日に乗車していた新幹線の車両に喫煙ルームが存在したことを加害行為として主張しているのか、それとも、被告JR西日本の従業員である車掌の言動を加害行為として主張しているのかを明らかにすることを含むが、これらに限られない。）。

以 上